

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株式を公開し、一般の投資家を広く株主として受け入れる企業として、継続的な株主価値の増大は当然の責務であることを念頭に、それを実現させるため、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主の皆様に対する受託者責任・説明責任を十分に果たしてまいります。同時に、経営理念を具現化するため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、適確且つ迅速な意思決定・業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図ることを基本としております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2④ 議決権の電子行使を可能とするための環境作り及び招集通知の英訳]

当社は、機関投資家や海外投資家の持株比率が低いため、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を行っておりません。

今後、当該投資家の持株比率の推移を踏まえて実施を検討してまいります。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会は社内取締役4名と社外取締役2名、非常勤取締役2名、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。

取締役は経営、財務、IT、営業等の各分野において専門的な知識と豊富な経験を有した者であり、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した体制が構築できていると認識しております。また、監査役には、公認会計士、弁護士等があり、財務・会計・法務に関する適切な知見を有しております。

取締役会の構成について、ジェンダーや国際性の面を含む多様性は、今後、取締役会全体としての実効性の向上を図るための取組みの一つとして検討してまいります。

また、取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、機能の向上を図ります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4 政策保有株式]

当社では、政策保有株式として上場株式を保有しないことを基本としております。ただし、中長期的な経済合理性を総合的に勘案し、取引先との安定的・長期的な取引関係の維持、強化、もしくは業務上の協力関係の維持、強化等の目的のため、必要と判断する企業の株式を限定的に保有する場合があります。

政策保有株式を保有する場合は、毎年取締役会で個別の政策保有株式について経済合理性や将来の見通し等及び保有目的等について精査、検証し、その概要を開示いたします。

また、政策保有株式の議決権行使にあたっては、対象となる企業の企業価値を毀損する可能性が無いと判断した議案については原則として賛成します。ただし、企業価値を毀損する可能性があるとして判断した議案については、慎重に検討を行ったうえ総合的に判断します。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社が関連当事者と取引を行う場合には、商取引上の一般的な取引条件及び同社以外の同種企業との取引と同様の条件を踏まえ、取締役会で審議を行い、合理的に取引条件を決定しております。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社では確定拠出年金制度を採用しており、従業員に対して資産運用に関する教育ならびに情報提供を行っております。

[原則3-1 適切な情報開示と透明性の確保]

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「経営理念」、「事業戦略」及び「中期経営計画」を当社ホームページ及び決算説明会資料において明示しております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をコーポレート・ガバナンス基本方針に定め、ホームページに掲載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、月額及び賞与により構成されており、会社の業績や経済情勢、職責と成果を反映させた体系となっております。報酬額の決定については、株主総会の決議による報酬総額の限度内において、取締役会の諮問委員会である指名報酬委員会での審議を踏まえて、取締役会で決議しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において役員候補者指名基準、独立役員候補者の独立性判断基準を定めており、取締役会の諮問委員会である指名報酬委員会での審議を踏まえて取締役会で取締役・監査役候補の指名を行います。

また、取締役の解任についても、指名報酬委員会での審議を踏まえて取締役会で審議の上、株主総会に対する解任議案の提出について決定いたします。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、株主総会招集通知の株主総会参考書類等において各候補者の選解任理由を開示いたします。

[補充原則4-1① 執行役員への委任の範囲の概要]

当社は、取締役会において、法令及び定款に定められている事項や当社の重要事項を決定しております。
また、取締役会は執行役員に対して委嘱業務を明示して業務委嘱を行っております。
さらに、社内決裁基準で、決裁事項毎に意思決定機関または意思決定者を明確に定めております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、独立社外取締役の独立性判断基準を定めております。
また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

[補充原則4-11① 取締役会全体としての能力、多様性の考え方]

当社は、取締役候補者の選定にあたり、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、指名報酬委員会での審議を経た上で、取締役会において決議しております。

[補充原則4-11② 取締役及び監査役の兼任状況]

社外取締役、社外監査役の兼任状況については、招集通知及び有価証券報告書等で毎年開示しております。
社外取締役1名、社外監査役1名が他の上場会社の社外取締役、社外監査役を兼任しておりますが、業務執行取締役及び常勤監査役は他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役、監査役の業務に専念できる体制となっております。また、他の上場会社の社外取締役、社外監査役の兼任状況は合理的な範囲にとどまっていると認識しております。

[補充原則4-11③ 取締役会の実効性評価]

当社では、全ての取締役及び監査役に対してアンケートを実施し、取締役会全体の実効性の分析・評価を行いました。
その結果の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役会の規模・構成

当社の取締役は8名（うち2名は社外取締役）であり、会社の規模に照らして、取締役会の規模は適正と考えられます。また、取締役の専門知識や経験等のバックグラウンドの多様性については、より一層の多様性を求める意見がありました。今後、取締役会の構成について検討して参ります。

(2) 取締役会の付議事項

取締役会への議案の付議は適時になされてはいますが、経営戦略や事業戦略議案の占める割合が少ないのではないかと意見がありました。今後、取締役会、経営会議等の役割の見直しを検討して参ります。

(3) 取締役会の開催頻度・審議

取締役会は月次定例取締役会、決算取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、開催頻度は適正と考えられます。また、審議時間も十分確保されているものの、より議論を深める際にはより一層の時間を確保するべきとの意見がありました。今後、前項と合わせて検討して参ります。

(4) 情報提供の充実度・タイミング

取締役会への情報提供は概ね適切になされてはいますが、全体戦略における個別案件の位置付けが分かりにくい場合がある旨の意見がありました。

取締役会の資料は、原則として、開催日3日前までに事前配付されています。

[補充原則4-14② 取締役及び監査役のトレーニング方針]

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、役員トレーニングに関する方針を定め、開示しております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、IR担当役員の下、IR委員会を設置し、開示情報の内容を分かりやすく提供しております。
また、株主との建設的な対話の場を設けるため、以下の取組みを実施しております。

- (1) 決算説明会（年2回）
- (2) 定時株主総会（年1回）
- (3) 個人投資家向け説明会（適宜）
- (4) 機関投資家向け個別面談（適宜）
- (5) 電子メールによる情報提供（適宜）
- (6) IR資料のホームページ掲載（適宜）

これらの対話において把握された株主の意見・懸念については、適宜、IR担当取締役、取締役会に報告しております。

なお、株主、投資家、アナリストとの対話の際は、IR委員会、担当取締役にインサイダー情報の確認を行った上で、対話に臨んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士ソフト株式会社	11,230,000	63.38
ヴィンクス従業員持株会	558,585	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	223,900	1.26
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	197,617	1.12
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	168,147	0.95
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	161,814	0.91
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	151,894	0.86
有限会社協和商事	149,400	0.84
神林 忠弘	109,000	0.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	106,600	0.60

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	富士ソフト株式会社（上場：東京）（コード） 9749

補足説明

上記「大株主の状況」は、2018年9月30日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社であります富士ソフト株式会社を中心とした親会社グループにおいては、その成り立ちとしてM & Aを主体としてきたこともあり、「各グループ企業が相互に独立した会社としての尊厳と自主性・主体性を尊重する」旨のグループ会社憲章が定められており、各グループ企業が独自の方針等により事業を展開するとともに、各々の特徴を生かしたアライアンスを推進していくことにより、親会社グループ全体としての成長を実現していくことをグループ戦略としております。このことから、各グループ企業の一部においては事業領域の重複が生じておりますが、各社においてはグループ内の事業展開上の制約及び調整事項等はありません。

以上のことから、当社グループは親会社等からの事業上の制約はなく、一定の独立性が確保されている状況にあると認識しておりますが、親会社との関係については重要性が高いものと考えております。

なお、当社と親会社との間において取引を行う場合、商取引上の一般的な取引条件及び同社以外の同種企業との取引と同様の条件に従い、双方協議の上、合理的に取引条件を決定しております。また、当社と同社間における重要な財産の処分・譲り受け、多額の借財及びその他取締役会決議事項につきましては、その決定に際して、その他第三者の取引とその基準を区別することなく取締役会決議を必要としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社グループは、親会社グループの一員として良好な協力関係を維持しながら事業展開を行っており、各グループ企業の一部においては事業領域の重複が生じておりますが、以下の3つの事項により独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

- ・富士ソフトグループ憲章「各グループ企業が相互に独立した会社としての尊厳と自主性・主体性を尊重する」に基づき、各社においてグループ内の事業展開上の制約及び調整事項等はないこと。
- ・当社取締役のうち親会社との兼任取締役は1名であり当社取締役（8名）の半数に至る状況にはないこと。
- ・経営の独立性を高めるため、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員3名（社外取締役2名、社外監査役1名）を選任していること。

当社グループの経営判断及び事業展開にあたっては、親会社の指示や事前承認に基づいてこれを行うのではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である社外取締役2名を含む取締役会を中心とした当社経営陣の判断のもと、独自に意思決定して実行しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川口 勉	他の会社の出身者								△			
大石 健樹	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川口 勉	○	過去に当社が監査契約を締結している太陽有限責任監査法人に所属しており、当社の会計監査業務に従事していた経験があります。同監査法人と当社の取引額は当社の連結売上高の1%未満であるため、その概要の記載は省略します。 なお、現在において、同氏は当該監査契約に基づく会計監査業務には一切関与しておらず、当社と同氏の間には、社外取締役としての関係以外の関係はありません。	＜招聘理由＞ 公認会計士としての経験や会計分野における高度な知識を活かして、客観的且つ公正な立場に立って経営の重要案件の審議及び議決に参加し、経営の監督機能の向上が期待できると判断したためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 現在において、当社と同氏の間には取引関係は一切なく、また、当社の意思決定に対して不当な影響を与え得る特別な関係もないことから、中立・公正な立場を保持する独立機関として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。

大石 健樹	○	----	<招聘理由> 情報システム業界における豊富なビジネス経験とITに関する幅広い見識を活かして、当社の経営全般に対する適正な監督、チェック機能の強化が期待できると判断したためであります。 <独立役員指定理由> 当社と同氏の間には取引関係は一切なく、また、当社の意思決定に対して不当な影響を与え得る特別な関係もないことから、中立・公正な立場を保持する独立機関として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
-------	---	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

- 役割
 - 取締役及び執行役員候補者の選定並びに評価
 - 取締役及び執行役員の報酬の審議
 - 代表取締役の後継者の計画（プランニング）の審議
 - その他取締役会からの諮問に対する答申
- 運営
 - 事務局は管理部門担当執行役員

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人や内部監査部門との間で、監査体制・監査計画・監査実施状況等につき適宜意見交換等を行うことで連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

村田 智之	公認会計士																			
佐藤 吉浩	弁護士																			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 智之	○	独立役員に指定しております。 公認会計士	<招聘理由> 公認会計士としての経験や会計分野における高度な知識を活かして、客観的且つ公正な立場に立って経営の監視監督を行い、経営の透明性、客観性及び健全性の確保が期待できると判断したためであります。 <独立役員指定理由> 当社と同氏の間には取引関係は一切なく、また、当社の意思決定に対して不当な影響を与え得る特別な関係もないことから、中立・公正な立場を保持する独立機関として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
佐藤 吉浩		弁護士	<招聘理由> 弁護士として企業法務に関する幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する大所高所からの監督と助言を期待できるものと判断したためであります。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の役員賞与は、予算達成度を基準に業績評価（予算達成度）を行い、その評価を予め定められた役位ごとの報酬基準にあてはめる事で支給額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社取締役、執行役員及び従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第29期 事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

役員報酬:

取締役を支払った報酬 160,981千円 (内、社外取締役 8,160千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、基本報酬と賞与により構成しており、その総額を株主総会において定めております。基本報酬については、役職別に定める額を基に、株主総会で決議された総額の範囲内において、取締役会決議により決定しております。賞与については、基本報酬を基に、一定の算定式及び業績に応じて決定しております。

なお、取締役退任時には、株主総会の決議を経て、別に定める役員退職慰労金規程に基づき決定した額を支給いたします。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役(社外監査役)の補佐は、管理本部員が兼務にて担当しております。主な担当業務としては、取締役会等の開催通知や事前の資料説明、求められた資料の提供などがあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、客観性及び中立性を確保した経営監視機能の強化並びに企業の透明性及び経営の健全性の強化を図るため、以下の体制を採用しております。

当社は監査役が、株主に代わって取締役の職務の執行を監督することで健全な経営の維持を図る監査役制度を採用しております。

取締役は、業務執行上の意思決定を取締役会に行い、他の取締役、執行役員の業務執行の監督を行っており、執行役員は、取締役会が決定した経営方針に従い業務執行を行っております。また、取締役会の補完的な機能として経営会議を設置し、業務執行の具体的内容や進捗状況の管理及びその背景となる戦略及び重要事項の検討、審議を行っております。

業務執行責任者である代表取締役は、自らの職務執行をより有効なものとするための諮問・指示機関として、セキュリティ強化委員会、内部統制・コンプライアンス委員会等の各種委員会を設置するとともに、監査室を設置し、内部統制及びコンプライアンスの強化を図っております。

取締役会は、現在、取締役8名で構成されており、毎月1回定期的に開催され、業務執行における重要事項の意思決定のほか、月次決算の報告及び会社法などの法令や取締役会規則に定められた事項に関する審議を行っております。その補完機能としての経営会議は、その業務執行の具体的内容や進捗状況の管理、及びその背景となる戦略及び重要事項の検討、審議を行っており、その結果に基づいて業務執行者が業務執行を行う仕組みとなっております。

監査室は、現在5名(内、内部監査担当3名)により構成され、内部監査担当者は監査計画書に基づき各部署の業務活動全般に対して、運営状況、業務の効率性・合理性及びコンプライアンスの遵守状況等について監査を実施しております。なお、監査結果につきましては、代表取締役に報告するとともに、業務活動の改善及び適切な運営に向け勧告、助言等を実施しております。

監査役は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名により構成され、監査計画に基づく取締役会等の重要な会議への出席の他、経営方針の浸透状況の確認等、内部監査の実効性に関する監査や、内部監査への立会を実施しております。また、毎月1回定期的に開催される監査役会にて監査役間の情報交換を行うことで、多面的な経営監視を実施し、監査機能の有効化を図っております。

外部からの監視体制として、会計監査を太陽有限責任監査法人に依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、柴谷哲朗、古市岳久であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他数名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監督と業務執行の分離を可及的に高めるため執行役員制度を採用し、取締役会により意思決定機能及び監督機能を強化しております。また、取締役8名中2名の社外取締役、監査役3名中2名の社外監査役が、外部からの客観的、中立的見地から経営の監視機能を果たしております。更に、社外取締役及び社外監査役が取締役会のほか必要に応じて経営会議等の重要な会議に出席することとしており、意思決定のプロセスを直接的にチェックする体制をとっております。これらの体制により、社外取締役2名と社外監査役2名をもって十分に経営監視機能が確保できるものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第29回定時株主総会招集通知は、2018年6月5日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第29回定時株主総会は、2018年6月26日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆様に当社の価値を適正に評価していただくことを情報開示の目的としております。そのため、当社は、適時（できる限り速やかに）、公正（法令を遵守し良い情報と悪い情報とを区別しない）、公平（全ての株主・投資家に対して平等）に情報を提供すること基本姿勢としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜、個人投資家説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算及び中間決算発表後に開催しております。 2018年5月25日開催 アナリスト・機関投資家向け 第29期決算説明会 2018年11月28日開催 アナリスト・機関投資家向け 第30期中間決算説明会	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトURL (https://www.vinx.co.jp/ir)、掲載情報（有価証券報告書、決算短信、会社説明会資料、プレスリリース）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：取締役 常務執行役員 管理担当 木元 寛及び取締役 常務執行役員 営業担当 兼 企画担当 竹内 雅則、IR担当部署：管理本部及び企画本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ホームページに掲載しているコーポレート・ガバナンス基本方針において、ステークホルダーとの適切な協働について定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コーポレート・ガバナンス基本方針において、ステークホルダーに対する情報開示の方針を定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備するために、以下の基本方針を掲げております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ア、当社は、取締役、執行役員および使用人等が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、「企業倫理規程」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス規範」その他関連規程を定めるものとする。
- イ、当社は、内部統制・コンプライアンスの構築・運用・見直し・改善を含む一連の活動を推進するための組織として、内部統制・コンプライアンス委員会を設置する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス遵守の教育・啓蒙活動を推進する。
- ウ、当社の監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。この活動は、定期的に代表取締役および監査役会に報告されるものとする。
- エ、当社は、法令上疑義のある行為等について、当事者・関係者が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- オ、当社は、法令・定款違反等の行為について、「賞罰規程」に基づき適正に処分を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に従い、取締役、執行役員および使用人等の職務執行に係る決裁結果を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社（以下、当社グループという。）は、コンプライアンス、災害、品質、個人情報、情報セキュリティおよびシステムトラブル等に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布、組織横断的リスク状況の監視、その他の全社的対応を行い、リスクを把握・管理する体制の構築を推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア、当社は、執行役員制度を導入し、経営上の意思決定および監督機能と業務執行機能を明確に分離し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、迅速かつ効率的な業務執行を可能とする体制を構築する。
- イ、当社は、「取締役会規則」、「組織規程」、「業務分掌規程」その他関連規程により、意思決定および指揮命令系統を明確にする。また、子会社においても、これに準じた体制を構築する。
- ウ、当社は、当社グループの事業計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定およびその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの本部別・子会社別目標を設定し、その実績を適切に管理する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア、会社からの報告および当社による承認の仕組み等を定めた「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理本部が当該子会社の管理全般を行うものとする。
- イ、当社の監査室は、子会社に対する業務監査、内部統制監査等を定期的に実施し、その結果を代表取締役および監査役会に報告する。
- ウ、当社は、子会社の機関設計および業務執行体制について、当該子会社の事業・規模・当社グループにおける位置づけ等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。また、子会社における意思決定について、当該子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとする。
- エ、当社は、子会社の取締役、執行役員および使用人等が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、「企業倫理規程」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス規範」その他関連規程を整備させるとともに、各子会社の業務内容、規模、所在国その他の事情に応じてコンプライアンス体制の構築を推進するものとする。
- オ、当社は、定期的に親会社および子会社と連絡会議を開催し、グループ経営方針の統一化を図るとともに、親会社および子会社との間に密接な協力関係を保ちつつ、相互の独立性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア、監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、監査スタッフという。）を求めた場合、必要な員数および求められる資質については、監査役と事前に協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- イ、監査スタッフは、監査役からの監査業務に必要な事項の命令に関して、取締役、執行役員および監査スタッフが所属する上司等の指揮命令を受けないものとする。
- ウ、当社は、監査スタッフの人事異動・人事考課・賞罰等について、予め監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(7) 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査スタッフは、監査役から監査業務に必要な事項の命令があった場合、原則として、他業務に優先して当該事項を遂行する。また、取締役、執行役員および監査スタッフが所属する組織の上司等は、当該事項の遂行に関して必要な支援を行うものとする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ア、当社は、取締役、執行役員および使用人等が監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインにおける通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。なお、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、監査役との協議により決定する方法によるものとする。
- イ、当社は、子会社との間で、子会社の取締役、執行役員および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が、直接または間接に、当社に対し報告することができる体制を整備する。また、当社は、係る体制により、当社が子会社の取締役、執行役員および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者から報告を受けた場合、速やかに当社の監査役に対し報告する体制を整備する。
- ウ、前二号に基づき報告した者は、監査役に対し当該報告を行ったことを理由として、何ら不利な取扱いを受けないものとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用（企業不祥事、大規模な第三者割当および利益相反取引等の監査時に生じる弁護士、公認会計士その他外部専門家の費用を含む。）の前払または償還等の請求をした場合、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合

を 除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役が当社グループの経営課題・業績等を把握し、必要に応じて意見を述べるできるよう、取締役会はもとより、経営会議その他の重要な会議体等へ出席する機会を確保する。

イ. 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換および取締役・執行役員との間の定期的なヒアリングを実施する。

ウ. 監査役は、次のとおり、効果的な監査のための連携を図るものとする。

- ・ 監査役は、監査室から年度監査計画の説明を事前に受けるものとし、自らの職務の執行にあたり必要と認める場合、係る計画の修正等を求めることができる。また、監査役は、内部監査の実施状況の報告を随時受けるものとし、自らの職務の執行にあたり必要と認める場合、追加監査の実施等を求めることができる。

- ・ 監査役は、会計監査人から年度監査計画の説明を事前に受けるものとする。

- ・ 上記のほか、監査役は、監査室・会計監査人それぞれとの間で、必要に応じて、情報連携・意見交換を行い、三様監査の連携強化を図るものとする。

エ. 前三号のほか、当社は、監査役監査に必要な文書等の閲覧、実査、関係者へのヒアリング、子会社監査、監査室・会計監査人との連携等を実施するための監査環境の整備に努めるものとする。

(11) 財務報告の信頼性、適正性を確保するための体制

当社は、財務諸表の信頼性、適正性を確保するため「財務報告の信頼性に関する内部統制評価の基本方針」を制定し、基本計画を定める。これに基づき、財務報告に係る内部統制を有効かつ適切に整備、運用し、評価する体制を構築する。また、不備があれば是正する体制を構築する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は、会社の行動基準を定めた「企業倫理規程」に基づき、企業及び市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するとともに、外部専門機関と連携しながら適切な対応が取れる体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 1. 基本的な考え方 (12)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況」に記載のとおりであります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点では、導入は予定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

1. 情報の開示方針

当社グループは、株主及び投資家の皆様に公正且つ正確な情報を提供するため、東京証券取引所が定める適時開示に関する規則に従い、情報及びその他の重要な情報を適時・適切に公表しております。

また、当社グループが有用と判断したPR等のその他情報につきましても積極的に公表しております。

2. 情報の開示方法

適時開示に関する規則に該当する情報の開示は、同規則に従い東京証券取引所への事前説明後、同取引所が運営するTDnet（適時開示情報伝達システム）にて行い、必要に応じて、東京証券取引所内の「兜倶楽部」及び大阪取引所内の「大阪証券記者クラブ」への資料投函を行うとともに、当社ホームページにて掲載しております。

3. 情報の開示に係る社内体制

ア. 決定事実・発生事実に関する重要な会社情報につきましては、開示情報となり得る可能性のある会社情報が生じた時点で、会社情報を有する所管部門から直ちに情報取扱責任者へ報告を行っております。なお、子会社に関する情報につきましては、子会社を統括管理する管理本部を通じて情報取扱責任者へ報告を行っております。

イ. 情報取扱責任者は、有価証券上場規程等に定める投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績に関する情報を認識した場合は、IR委員会と連携し、必要に応じて会計士・弁護士等の外部専門家の助言を仰いだ上で、適時開示の必要性の有無、公表の時期及び方法等を判断しております。

ウ. 適時開示を要する場合、IR委員会及び関連部門が相互に連携の上、法令・規則等に従い開示書類の作成を行っております。

エ. 情報取扱責任者は、IR委員会より提出された開示書類の内容を確認後、特に問題がないと判断した場合、代表取締役への報告を行うとともに、取締役会へ付議し、その承認を受けております。

オ. 取締役会の承認後、情報取扱責任者の指示の下、IR委員会が速やかに開示書類の公表手続きを行っております。

4. 各種情報の管理

当社グループの内部情報の管理については、当社が定める「インサイダー取引防止規程」に基づいて情報管理を徹底し、秘密保持及びインサイダー取引の未然防止に努めております。

【参考資料：模式図】

